

令和4年第6回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年6月20日 午前10時00分

閉会 令和4年6月20日 午前11時05分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第24号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙2件
議案第25号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第26号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件	別紙1件
議案第27号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
議案第28号	農業委員会の適正な事務実施の点検・評価について	別紙1件
議案第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第17号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙1件
報告第18号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙5件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第6回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は2番委員と3番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第24号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲渡理由は農業経験者がいなく農業の継続が困難なため、譲受理由は耕作放棄地を環境保全型農業に改善するためです。

この環境保全型農業とは、その地域で従来から行われている方法に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなどの環境に配慮した農業のことです。

申請地は沓掛町切山台193番、登記地目、現況地目はともに畑、面積は938㎡です。

なお、同時申請で東郷町農業委員会にも農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請がなされており、申請地は東郷町春木南切山141番です。

申請地の現況については、6月8日に現地確認を行ったところ、草生えの状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして東郷町春木追分69番、79番、82番はキウイ等の果樹が植わっており下草も管理されている状態でした。東郷町和合大坂203番は保全管理状態でした。東郷町春木仲田24番はトマト等の野菜が作付けされていました。ちなみに東郷町の申請地である東郷町春木南切山141番の現況は保全管理状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めま

す。

5番委員 6月13日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地ならびに現在の耕作農地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

4番委員 申請人の言う「環境保全型農業」とは具体的にどのような農業のことを指しているのでしょうか。

事務局 「環境保全型農業」を国が示す基準で申しあげますと、①通常の農薬の2分の1以下、②国からの補助金を得る場合にはGAP(食品安全・労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理)への取り組みが必要などがありますが、東郷町農業委員会に聞き取りしましたところ、農薬減少などの取り組みを行っているとの回答を得ました。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第24号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第24号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第24号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号2番案件について説明します。

こちらの申請は3月総会並びに5月総会にて申請のあったものですが、所有権移転登記をするにあたり申請が2回に分かれているために1度に登記することを登記所が認めなかったため一旦許可を取り下げ、新たに申請地 1 か所を追加したうえで再度申請するものになります。

譲渡理由は体調が優れず営農が困難になったため、譲受理由は栽培環境を向上し、隣接して所有する柿畑の規模拡大を図るためです。

申請地は沓掛町坊主山39番52、39番85、101番、102番、104番です。このうち新たに申請を追加するのは坊主山101番です。登記地目は畑、原野、現況地目はすべて畑、面積は合計1,787㎡です。

申請地の現況については、5月9日に現地確認を行ったところ、現在、開拓中であります。

譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町徳田池下20番は田として管理されており、沓掛町坊主山39番40、91番、102番、104番、沓掛町松本37番13、42番35、沓掛町池ノ内45番2、45番3、46番1、47番は畑として管理されていました。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 10番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の10委員の意見を求めます。

10番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員、10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 今回新たに1か所申請地を追加することになったため再申請となったのか。また新たな申請地は登記地目が原野であるため申請することになったのか。

事務局 同時期に許可されていない所有権移転許可申請2件をもって同一の登記はできないと登記所により断られたためによるものです。また登記地目は原野で

すが、現況地目が畑であるため、農地法の適用となります。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第24号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第24号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第25号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は駐車場です。

譲受人である法人は、豊明市栄町姥子にて一般貨物自動車運送事業、産業廃棄物収集運搬路事業を行っております。主に大型車両を運搬業務に使用しておりますが、現在利用中である大府市内の駐車スペースにて工場誘致の計画があり立ち退きを迫られたため、新たな駐車場を探す必要があり申請に至りました。申請地は沓掛町陣田38番1、39番1、39番3、40番1、40番3、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計3,486㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から東に約700mに位置します。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、許可できます。

申請地の現況については、5月27日に現地確認を行ったところ、田植えの準備中でした。

雨水については全面浸透性舗装とし、自然浸透とします。車両の事故、故障に備え油水分離槽を設置します。洗車場からの排水は集水桝にて集水し油水分離槽で処理し、西側既設水路へ排水します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

- 5番委員 6月13日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。
- 7番委員 北側への水田に対して排水されないよう設計されており、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。
- 最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 3番委員 北側水田との境界のフェンスの高さはどのくらいでしょうか。また、駐車場の高さは前面道路よりどのくらい高くなるのでしょうか。また車両を含めて夜間の照明はどのようにされるのでしょうか。
- 事務局 申請地は東側道路から約25cm程度高くなります。北側水田との境界に設置するフェンスは、基礎ブロックを含めて約1.8mになります。照明については特段の記述はありませんが、「周辺農地に影響を及ぼした場合は対応する」旨の誓約により、万一支障が生じた場合は対応可能と思われま
- 8番委員 申請地と県道との間に数筆挟まれているようですが。
- 事務局 当該地番の登記簿がないため経緯は不明ですが、登記は道路となっています。拡幅によるものと想定されます。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 意見なし
- 議 長 それでは採決します。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第25号は可決といたします。引き続きまして、議案第26号を上程します。事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第26号について説明します。相続税の税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。
20年間農地として適正に行なわれてきたかの最終確認となります。
対象地は沓掛町池ノ内49番、地目は田、面積は1,387㎡です。
申請地の現況については、5月27日に現地確認を行ったところ、田植えの準備中でした。
以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の10番委員の意見を求めます。
- 10番委員 2番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。
- 2番委員 10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
- 最3番委員 10番委員、2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
意見なし
- 議 長 それでは採決します。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数
- 議 長 議案第26号は可決いたします。引き続きまして、議案第27号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第27号について説明します。
1番案件については、申請地は沓掛町若宮42番1になり、令和4年7月からの2作付け、使用貸借権設定になります。
また、2番案件につきましては、申請地は沓掛町寺前72番1になり、令和4年

7月からの5作付け、使用貸借権設定になります。
事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第27号は可決といたします。引き続きまして、議案第28号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号について説明します。

農業委員会の適切な事務実施の点検・評価についてです。これは、農業委員会等に関する法律第37条により規定されている、農業委員会の運営の透明性を確保するために、農地等の利用の最適化の推進、農業委員会における事務の実施状況などについて毎年公表しなければならないものです。

別添資料のとおり「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について事務局にて取り纏めましたので、内容についてご検討のうえ決定いただきたいと思います。

事務局 資料について説明

議 長 委員の意見、質問を求めます。

4番委員 既に公表した内容でしょうか。

事務局 これから公表することになります。

4番委員 公表日はいつごろでしょうか。

事務局 令和4年6月30日の予定です。

事務局 補足としてですが、遊休農地については農地利用最適化推進委員の皆様のを中心とした現地調査に基づき適正管理への依頼などの活動を行っていますが、遊休農地が固定化されており、今後どうすべきかを検討しているところで

す。

また、違反転用については、農地改良に基づく違反行為については、再三の文書による指導などによりある程度の効果が見え始めている状況です。また、転用後の現地確認についても強化し始めており、申請と異なる転用については地権者への事情聴取を行うなど、正しい農地転用のあり方に向けて農業委員会として活動を進めているところです。これには委員の皆様のご協力が不可欠ですので、令和4年度につきましてもよろしくお願いたします。

3番委員 農地改良による工事内容については各種図面が提出されていると思いますが、工事後の完了届に対して確認後の承認などはどのようになっていますか。例として法面からの水漏れが発生するなど工事内容に不具合が多いので、それに対して農業委員会としてはどのような対応をすべきか事務局としての意見をいただきたい。

議長 基本的に農地改良の届出、現地確認については事務局にて行っており、委員は一部の事後報告を除いて全く審査には関わっていないことを委員の皆様にもご理解のうえ、事務局からは説明をお願いしたい。

事務局 農地改良は届出制であり許可行為ではないため、書類上の問題がなければ基本的には受理することになります。申出者は、かつては事業者でも可能でありましたが、現在は地権者としています。

先述のとおり届出であるので事務局にて対応しており、委員の皆様には一部事後報告を除き原則報告していません。悪質な農地改良に対しては個別に指導を行っていますが、申出者である地権者に対して指導を行うこととなります。ただし罰則規定はないため、事業者が悪質行為の主体者であることが確定可能なものに対しては事業者に対して指導を行いますが、原則申出者である地権者に対して粘り強く是正に向けて指導している状況です。

11番委員 資料に記載されている「農林業センサス」とはどのようなものでしょうか。

事務局 「農林業センサス」は農林水産省が5年に1回行う統計調査になります。あくまで調査ということで回答にご協力いただいた方のみの内容ですので、実数とは異なる場合があります。

1番委員 農地転用が許可された案件に対して、もしその許可された事業が頓挫し土地が放置された場合、その土地が転売された際には農業委員会の指導権限は及ばなくなるのでしょうか。

事務局 登記地目が農地以外になっていれば農地法の権限が及ばないため、農業

委員会の指導権限はありません。ただし明らかに許可内容と異なる利用形態になっているのであれば、農業委員会として確認を行うこととなります。なお、指導権限を有しているのは県になりますので、県と歩調を合わせて対策をしていくこととなります。

議 長 もし許可後も転用が行われていない場合はどうなるのでしょうか。

事務局 許可内容と異なることになるため、先程と同様に指導権限を有している県と歩調を合わせて農業委員会として確認を行うこととなります。

1番委員 事業が行われているか否かの判断はいつ頃すべきなのですか。

事務局 許可を受けたものは速やかに転用を行い、完了届を提出する必要があるのですが、まずは完了届が提出されていない事業を1年単位でまとめて指導を始めることになると思われます。

ただ、そもそも農業委員会の審議が終了しても長い間放置されたままの状態の場合は、関係他法令の許可がなされていない場合が多いため、その点は注意する必要があります。

議 長 まだ許可がなされていない事業は事情が分かるが、許可されたにもかかわらず塩漬けのままの土地についてはどうすべきか。

事務局 これまでは聞き取りがほとんどでしたが、今後は文書による通知から始める必要があると考えています。

9番委員 知り得る違法転用の箇所はまだ改善されていない状況と思われませんが、どのような状況でしょうか。

事務局 文書通知後もまだ改善されていない状況です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第28号は可決いたします。引き続きまして、報告第16号、第17号、

第18号について報告願います。

事務局 報告第16号、第17号、第18号について説明

議長 以上のとおり、報告第16号、第17号、第18号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時05分）。